

令和3年度監査計画

令和 3 年度監査計画

近年、地方分権が進められ自治体の権限と責任が高まる中で、自治体が市民に対する説明責任を果たす一環として、監査を通して行政運営の公平性、公正性、透明性、効率性の向上に努める。そのため、①監査項目及び着眼点に抵触するものについて指摘するだけでなく、改善の方向を示す、②全庁に共通する事務について業務プロセスの制度化やルールの改善の方向を示す、③庁内からの相談に迅速、的確に対応するとともに、改善を支援し、ルールの浸透を図るといった監査等とともに、④伝わる監査等を充実させていく。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、監査資源（人員、時間）及び監査対象局の負担等を勘案しながら、その時の状況に応じた計画の見直しを検討していく。

1 財務定期監査

[基本方針]

地方自治法第 9 章の財務事務、経営に係る事業の管理及び一般行政事務の中から監査を実施する。全局室区を原則として 4 年で一巡する。

(1) 局別財務定期監査

- ① 実施時期 . . . 8 月～3 月 2 期に分けて実施する。
- ② 対象とする事務 . . . 次の局室区における主として令和 2 年度執行の事務

<第 1 期：8 月～12 月>

- 市長室
- 会計室
- 建築住宅局
- 区役所（北区総務部（保険年金医療課を除く）、北神区役所市民課（介護保険、国保年金医療関連を除く）及びまちづくり課。）
- 消防局

<第 2 期：8 月～3 月>

- 企画調整局
- 都市局
- 区役所（長田区総務部（保険年金医療課を除く））
- 水道局
- 交通局

2 工事定期監査及び出資団体工事監査

[基本方針]

工事に関する計画、設計、積算、施工並びに検査などが適正に行われているかについて、土木関係は2年周期、建築・設備関係は工事の多い局は1年、その他の局及び出資団体は2年周期で監査を実施する。

- ① 実施時期 . . . 5月～3月 2期に分けて実施する。
- ② 対象とする工事 . . . 次の対象局〔団体〕における契約金額250万円以上で、監査着手前1年間に工期のかかるもの（工事請負、製造請負及びその他請負による土木工事、建築工事、設備工事及び設備管理）

<第1期：5月～9月>

- 福祉局
- 環境局
- 建築住宅局
- 港湾局
- 水道局
- 交通局
- (公財)こうべ市民福祉振興協会

<第2期：10月～3月>

- 行財政局
- 文化スポーツ局
- 建設局
- 都市局
- 建築住宅局
- 教育委員会事務局
- 神戸市道路公社
- (公大)神戸市外国語大学

3 行政監査

[基本方針]

一般行政事務の執行につき、事務が適正に行われているかだけでなく、経済性、効率性及び有効性（3E）の観点から、テーマに沿って財務定期監査の着眼点に設定して監査を実施する。

- ① 実施時期 …… 8月～3月
- ② 監査テーマ …… 各職場における「市役所改革」の実践状況。
例えば、従来の視点に加えて、ウィズコロナの時代に適合した市民目線での市民（行政）サービスの実践状況などについて検討する。
- ③ 対象とする局室区 …… 財務定期監査の対象となる局室区を対象とする。必要に応じ、監査テーマに関連する局室区を対象とする。

4 財政援助団体等監査

[基本方針]

市が財政援助を行っている団体等の、主として令和2年度執行の事務を対象として監査を実施する。併せて、所管局の当該団体に対する指導監督が適切に行われているかについても、監査を実施する。概ね8年で一巡する。〈8月～3月〉

(1) 出資団体監査（事務）

[基本方針]

出資団体に対し、当該出資に係る出納その他の事務の執行が、当該出資の目的に沿って行われているかを主眼として、監査を実施する。

- ① 実施時期 …… 8月～3月
- ② 対象とする事務 …… 下記団体における主として令和2年度執行の出納その他の事務
 - （一財）神戸すまいまちづくり公社

(2) 財政的援助団体監査

[基本方針]

財政的援助を与えている団体に対し、当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助の目的に沿って行われているかを主眼として、監査を実施する。

- ① 実施時期 …… 8月～3月
- ② 対象とする事務 …… 下記団体における主として令和2年度執行の当該財政的援助に係る出納その他の事務
 - （一財）神戸すまいまちづくり公社（再掲）

(3) 公の施設の指定管理者監査

[基本方針]

公の施設の指定管理者に対し、当該公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が、当該公の施設の指定管理の目的に沿って行われているかを主眼として、監査を実施する。

- ① 実施時期 . . . 8月～3月
- ② 対象とする事務 . . . 下記団体における主として令和2年度執行の当該管理業務に係る出納その他の事務

指定管理者	施設名
(一財) 神戸すまいまちづくり公社(再掲)	・こうべまちづくり会館 ・駐車場(新長田、細田)
神戸すまいまちづくり公社・神戸鋼環境ソリューション・神戸鋼環境メンテナンス共同事業体	・農業集落排水処理施設

5 決算審査及び基金運用状況審査

[基本方針]

決算書及び決算附属書類が適正に作成されているかについて審査するとともに、予算の執行並びに事業の経営が適正かつ効率的に行われているかについて審査する。なお、新地方公会計の統一的な基準による財務書類(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)については、勘定科目の対象範囲、計上時期に差があるため、この差を確認しているが、引き続き数値の決算審査への活用を検討していく。

また、特定の目的のために定額の資金を運用するための基金について、基金運用状況報告書等が適正に作成されているかについて審査するとともに、基金が目的に応じ適正かつ効率的に運用されているかについて審査する。

(1) 公営企業会計決算等審査

- ① 実施時期 . . . 5月～8月
- ② 審査対象
 - 下水道事業会計(下水道事業基金を含む。)
 - 新都市整備事業会計
 - 港湾事業会計
 - 自動車事業会計
 - 高速鉄道事業会計
 - 水道事業会計
 - 工業用水道事業会計

(2) 一般会計決算等審査

① 実施時期 . . . 5月～8月

② 審査対象

一般会計

特別会計（11会計）

○ 市場事業費

○ 市街地再開発事業費

○ 食肉センター事業費

○ 市営住宅事業費

○ 国民健康保険事業費

○ 介護保険事業費

○ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

○ 後期高齢者医療事業費

○ 駐車場事業費

○ 公債費

○ 農業集落排水事業費

(3) 基金運用状況審査

① 実施時期 . . . 5月～8月

② 審査対象

○ 都市整備等基金

(4) 魚崎財産区決算審査

① 実施時期 . . . 7月～8月

6 健全化判断比率等審査

[基本方針]

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率について、適正に算定されているかを審査する。

① 実施時期 . . . 5月～8月

7 内部統制評価報告書審査

[基本方針]

市長が作成した内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを審査する。審査をするに当たっては、内部統制が有効に機能しているかどうかについて、特に、意を用いるものとする。

① 実施時期 . . . 5月～8月

8 例月出納検査

[基本方針]

会計管理者及び公営企業管理者の行う現金（預金、有価証券を含む）の出納事務が適正に行われているかを検査する。

- ① 実施時期 ・ ・ ・ 4月～3月の毎月
- ② 検査対象
 - 会計管理者所管の現金出納事務
 - 交通事業管理者所管の現金出納事務
 - 水道事業管理者所管の現金出納事務
- ③ 主な着眼点
 - 会計諸帳簿の計数の確認
 - 預金証書等の保管、在高確認
 - 保有債券の増減確認
- ④ 担当職員
 第1課、第2課の職員